

地域密着型通所介護及び介護予防・通所型サービス

リハビリトレーニングセンターはっする運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 T&H が開設するリハビリトレーニングセンターはっする（以下「事業所」という。）が行う地域密着通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（通所型サービスにあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 地域密着通所介護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リハビリトレーニングセンターはっする
- ② 所在地 加古郡播磨町南野添1丁目1-23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上

従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日までとする。ただし国民の休日及び年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後17時30までとする。
- ③ サービス提供時間

午前9時00分～12時15分

午後13時45分～17時00分

(事業及び通所型サービスの利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1. 単位 18名
2. 単位 18名

(事業及び通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割(または2割、3割)の額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ アクティビティ(介護予防)

1 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は 播磨町全域、稲美町全域

加古川市(平岡町、野口町、別府町、尾上町)

明石市(二見町、魚住町、大久保町)の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ、保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 感染症の予防、および蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてもその対策を協議し、対応指針等の作成し提示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外で使用いたしません。

また、利用者とのサービス利用にかかわる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本方針に基づいて取り扱う。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、生活援助型通所サービス事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情の対応)

第15条 事業所は、その提供したサービスに関するご契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応する。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止の貯めの研修を定期的実施する。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年4回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員と雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 T&H との事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

令和2年 12月 21日改訂

令和3年 4月 1日改訂

令和6年 3月 15日改訂